



堺市公園愛護会の手引き

令和 5 年 4 月

公益財団法人 堺市公園協会

目 次

堺市公園愛護会とは	1
公園愛護活動とは	2
公園愛護活動への支援体制	3
公園愛護協力金について	5
このようなときは?	7
公園事務所について	8
堺市公園愛護会規約	9

堺市公園愛護会とは

◆ 堺市公園愛護会について

現在、市内には堺市が維持管理を行っている公園・緑地が約 1,200 箇所あります。公園は子ども達が安心して利用できることはもちろん、地域の皆様が憩うコミュニケーションの場であり地域住民の共有財産として大切にしていきたいものと考えています。

公園の維持管理については、地域の皆様方のご協力が必要不可欠です。

このような背景の下で、昭和 37 年に公園指導員制度として発足し、昭和 40 年に指導員の任期を 2 年としました。以後昭和 44 年に現在の堺市公園愛護会と改称し、令和 3 年 4 月からは、これまでの公園愛護委員をもって組織する会から、各公園愛護活動団体等をもって組織する会となりました。



◆ 公園愛護活動団体登録制度とは

公園の美化や公園愛護意識の高揚・緑化啓発等の活動を円滑に実施するため、校区代表者等から公園の美化等の公園愛護活動に取り組む活動団体及び代表者を推薦していただき、公園協会が公園愛護活動団体等として登録する制度です。

公園愛護活動団体等を中心に、地元に着した公園の管理・運用を行い、地域住民によって育み愛される公園をめざします。

1. 一つの公園の公園愛護活動団体等は原則として一団体とします。活動期間は 2 年（登録日から翌々年の 3 月末日）を基本としますが、継続は妨げません。
2. 公園愛護活動団体等として登録したときは、代表者の方に登録書を交付します。また、代表者に変更された際には改めて登録書を交付します。
3. 公園愛護活動団体等の皆様に公園の見守りや清掃、除草等の活動をお願いします。
4. 公園愛護活動団体等の代表者には、公園愛護活動が円滑に行えるよう公園協会（公園愛護会事務局）からの事務連絡窓口や資機材の貸し出しなど各種申請並びに「活動予定表及び活動報告書」の提出などをお願いします。
5. 市は公園協会を通じて公園愛護活動団体等の活動に対して支援を行います。
6. 市は公園において生じる諸般の問題について、各公園愛護活動団体等の代表者及び公園協会と連携を図りながら、適切な維持管理に努めます。



公園愛護活動とは

◆ 基本的な公園愛護活動について

各公園愛護活動団体等におかれては、公園の見回り、月2回以上の清掃活動をはじめ、活動タイプに応じた活動をお願いします。

見 回 り		遊具や施設の不具合などの確認、公園内の防犯パトロール
活 動 内 容	活動タイプA (清掃 + 除草)	清掃月2回以上、除草年3回以上を目安に活動をお願いします。 行政で除草は行いません。
	活動タイプB (清掃のみ)	清掃月2回以上を目安に活動をお願いします。 行政で除草を行います。
	活動タイプC (清掃 + 簡易な除草)	清掃月2回以上を目安に活動をお願いします。行政で除草を行いますので、その合間の除草をお願いします。(回数はお任せします。)

※活動タイプCは、500㎡以上の公園規模が対象です。

※必ず分別（資源ごみと燃えるごみ）をお願いします。

◆ 表彰制度



継続して5年、公園愛護活動を実施した団体を堺市の功績者表彰の対象とします。



また、継続して15年、公園愛護活動を実施した団体を堺市の特別功績者表彰の対象とします。

◆ 愛護会清掃用具庫の設置

各公園愛護活動団体等が、円滑な公園愛護活動を行うため、必要に応じて清掃用具を収納する愛護会清掃用具庫の設置要望を受付けしています。設置に際し、公園愛護活動団体等で地域自治会等の意見を取りまとめた後に公園愛護活動団体等の代表者や公園事務所立会いのもと公園の面積・形態・隣接地の状況により設置可能かどうか確認いたします。

◆ 公園の利活用について

清掃や除草だけではなく、公園愛護活動を通じて、地域イベントの開催など、公園を有効に活用していただくことにより、公園愛護活動の輪をさらに広げていくことができます。

※皆さんの公園の活用イベントをお手伝いします。

公園愛護活動への支援体制

◆ 公園愛護活動の様子



◆ 活動支援があるから安心

資機材の貸し出し

公園愛護活動を継続的、かつ効果的に行っていただけるように充電式芝刈り機などの機材の貸し出しや啓発看板（ポイ捨てや犬の糞注意喚起看板）などの提供をしています。

詳しくは別紙参考資料の貸し出し資機材一覧をご参照の上、ご連絡ください。

公園愛護協力金

各公園の活動タイプに応じて、年に一度活動報告書を提出のうえ、公園愛護協力金を支給します。

※詳細は5ページをご参照願います。

共同作業

活動を継続して頂くため、ご要望に応じて公園協会職員と一緒に共同作業を行います。お気軽にご相談ください。

※貸し出し資機材の使用方法など説明します。

◆ 交流の場などの提供

研修会

堺市公園愛護会組織の充実、各公園愛護活動団体等の相互の交流を図り、情報交換などを目的とした研修会を実施しています。開催場所や日時については各公園愛護活動団体等の代表者にその都度お知らせします。

校区交流会

公園愛護活動の一助となるよう、各校区の公園愛護活動団体等の代表者と公園協会が情報交換や意見交換を行う場を設けています。

情報誌



公園ボランティア活動情報誌「みどり通信」を年に1度作成しています。各公園で活動の様子を紹介した会報誌です。

◆ 保険加入について

皆様に安心して公園愛護活動をしていただくため保険に加入しています。活動中に事故やケガが発生した場合は至急公園協会までご連絡をお願いします。

※ただし、内容によっては保険の対象外となる場合があります。

●施設賠償保険（第三者に損害を与えた場合）

区分	対人賠償	対物賠償
保険金額 (限度額)	1名5,000万円、1事故2億円	1事故1,000万円

●普通傷害保険（活動している人がケガや死亡した場合）

区分	死亡	後遺症障害	入院・通院
保険金額	1名500万円	1名500万円	1日につき入院3,000円 通院1,500円

公園愛護協力金について

◆ 公園愛護協力金について

1. 公園愛護協力金の趣旨

公園愛護協力金は、公園愛護活動に必要な事務的経費や消耗品等のほか、公園愛護活動団体等の円滑な運営にご利用いただくためのものです。適切に管理し、有意義にご活用くださいますよう、お願い致します。

なお、活動に必要な経費（資材や切手の購入等）であっても協力金の額を超えてお支払いすることはできませんので、何卒ご理解いただきますようお願い致します。

※例：ほうき・軍手・ごみ袋等の資材購入費・活動時の飲み物代・参加者への簡易な謝礼品（タオルなど）・切手等の通信代・コピー代など。

2. 金額

公園の面積、活動内容（活動タイプ）により算出します。なお、活動状況やその内容によってはお支払いできない、若しくは減額することがあります。

活動タイプ	協力金基準
Aタイプ (清掃 + 除草)	$20,000 \text{ 円} + 40 \text{ 円} \times \text{公園面積} \text{m}^2$ (基本額) (単価) 上限金額 60,000 円
Bタイプ (清掃)	$20,000 \text{ 円} + 10 \text{ 円} \times \text{公園面積} \text{m}^2$ (基本額) (単価) 上限金額 60,000 円
Cタイプ (清掃 + 簡易な除草) ※面積500m ² 以上の公園が対象。	$20,000 \text{ 円} + 20 \text{ 円} \times \text{公園面積} \text{m}^2$ (基本額) (単価) 上限金額 60,000 円

活動内容（活動タイプ）について、ご不明な点がございましたら、公園協会までご連絡をお願いします。

3. 手続き

公園協会から例年2月末頃に愛護活動報告書・次年度の活動予定表を公園愛護活動団体等の代表者へお送りします。当該年度の活動実績と次年度の活動予定をご記入のうえ、3月31日までにご返送をお願いします。（書類が届かない場合は、公園協会までご連絡をお願いします。）

4. 振込及び振込口座

公園協会より例年5月末頃、公園愛護活動団体等の代表者が指定された口座に振込みし、当該代表者に振込み通知書をお送りいたします。

振込先口座名は、公園愛護活動団体等の名称とその代表者又は、会計担当者等の名前が入った名称でお願いしています。新たな口座を開設される場合などは公園協会までご相談をお願いします。なお口座名確認のため口座名が明記された通帳の写しを公園愛護活動報告書に同封してご返送をお願いします。

◆ 手続きの流れ

2月末頃

公園協会

公園協会が、公園愛護活動団体等の代表者に公園愛護活動報告書・次年度の予定表をお送りいたします。

3月31日まで

公園愛護活動団体等の代表者

公園愛護活動報告書に当該年度の活動実績及び振込先口座を、予定表に次年度のスケジュール等をご記入の上、通帳の写しを同封し公園協会にご返送をお願いします。

5月末頃

公園協会

公園協会が、報告内容を確認のうえ、ご指定の口座に公園愛護協力金をお振込みさせていただきます。その後、公園愛護活動団体等の代表者に振込み通知書をお送りいたします。

公園愛護活動団体等の代表者

このようなときは？

- Q. 公園愛護活動団体等の代表者を変更したい。
 - A. 校区代表者より後任の方を推薦いただき、別紙（登録事項等変更届）を公園協会に提出ください。
※登録事項等変更届（データ）は公園協会 HP にもございます。

- Q. 活動タイプを変更したい。（除草が負担になってきた又は除草もできる）
 - A. まずは公園協会にご相談ください。

- Q. 公園を利用してイベント（催し）をしたい。
 - A. 公園協会にご連絡ください。実施に向けて一緒に検討したいと思えます。

- その他、公園愛護活動に関することで知りたいことがある場合は、お気軽に公園協会までご連絡をお願いします。

連絡先

公益財団法人 堺市公園協会 堺市公園愛護会事務局
堺市堺区東上野芝町1丁4番地3
電話：072-245-0070
FAX：072-245-0069
E-mail：park-a.sakai@sirius.ocn.ne.jp
HP：https://www.sakai-park.or.jp



公園事務所について

公園遊具の破損等の施設の不具合、支障となっている樹木、不法投棄など公園に異常問題がありましたら、お手数ですが下記所管の公園事務所までご連絡をお願いします。

◆ 堺市の各公園事務所の業務について

●公園愛護活動により集積した落ち葉やゴミ等の回収。

公園愛護活動で発生した落ち葉やゴミ、草（土やガラは必ず取り除く）又は、資源ごみ（缶・ペットボトルなど）と必ず分別していただき、透明なビニール袋（45ℓ以下）に入れて、公園の入口付近に集積し 所管の公園事務所までご連絡いただければ処理対応いたします。

●公園の施設や樹木の維持管理（剪定・除草等）を行っています。

○公園施設（遊具等）の定期点検を実施し、現状把握に努めています。又、施設が破損している時には使用停止などの緊急対応を行い、施設の補修や改修工事を実施しています。照明灯の電球切れなども対応しています。

○公園外に枝が伸びて交通標識が見えにくい、見通しが悪い、防犯上支障がある、他人の家に枝が入り込んでいる等の場合は、樹木に応じた剪定を行っています。又、必要に応じて薬剤散布も行っています。

○公園内の危険行為、不法な投棄（粗大ごみ等）をなくし、誰もが安全安心に公園が利用できるように取り組んでいます。

●その他、必要に応じて相談や対応を行います。

所管区域	事務所名称	連絡先	所在地
堺区 (大仙公園を除く) 西区 北区	大浜公園事務所	232-1489	堺区大浜北町4丁3-50 (大浜公園内)
堺区 (大仙公園)	大仙公園事務所	241-0291	堺区東上野芝町1丁4-3 (大仙公園内)
中区 東区 美原区	原池公園事務所	276-6818	中区八田寺町320 (原池公園内)
南区	泉ヶ丘公園事務所	291-1800	南区若松台2丁5-2 (大蓮公園内)

堺市公園愛護会規約

(名称)

第1条 本会は、「堺市公園愛護会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、堺市公園緑地部が管理する公園が市民の健全かつ楽しい憩いの場となるよう、公園施設の環境整備と緑化推進を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、公益財団法人堺市公園協会（以下「公園協会」という。）内に置く。

(組織)

第4条 本会は、各公園愛護活動団体等（以下「活動団体等」という。）をもって組織する。

(活動団体等の登録)

第5条 事務局は、第2条に規定する目的を達成するため、各校区代表者等より推薦された公園の美化等の活動（以下「公園愛護活動」という。）に取り組む団体等及びその代表者を、活動団体等として登録する。

(活動期間)

第6条 活動団体等の活動期間は、登録日に始まり翌々年3月31日までとする。ただし、継続することを妨げない。

2. 新規に登録された活動団体等の活動期間は、前項に定める期日とする。

(運営委員)

第7条 各校区の活動団体等の代表者の中からあらかじめ運営委員を選出することとし、任期は選出日から前条第1項に規定する期間とする。ただし、継続することを妨げない。

2. 運営委員の変更による後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 各区の運営委員の中から区運営委員長及び区運営副委員長を選出することとし、選出方法は、各校区の運営委員の互選によるものとする。

4. 運営委員は、当該選出校区の活動団体等の交流に努める。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 6名

(3) 幹事 7名

2. 役員任期は、選出日から第6条第1項に定める期日までとする。ただし、次期役員が選出されるまでの間、その職を継続とする。

3. 上記役員以外に顧問または相談役を置くことができる。

4. 会長は、区運営委員長の互選により選出するものとし、その他の区運営委員長は副会長に就任する。

5. 区運営副委員長は、幹事に就任する。



(役員役割)

第9条 会長は、本会を代表し、議事その他を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順位によって、その職務を代理する。
3. 幹事は、会長及び副会長と共に役員会に出席し、案件の提出、審議及び議決等を行う。

(会議)

第10条 本会の会議は、運営委員会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2. 運営委員会は、過半数の出席で成立し、その過半数の賛成をもって議決する。
3. 役員会は、3分の2以上の出席で成立し、その過半数の賛成をもって議決する。
4. 役員会は、次のことを所掌する。
 - (1) 運営委員会・研修会の開催等の審議及び執行。
 - (2) 本会の事業に関する計画立案と運営委員会への提案。
 - (3) 堺市公園愛護会規約の改正。
 - (4) その他緊急を要する案件の審議及び執行。
5. 運営委員会は次のことを所掌する。
 - (1) 運営委員会において区運営委員長及び区運営副委員長の選出。
 - (2) 各区における活動団体等の交流。

(全体会)

第11条 会長は、活動団体等の代表者を招集する必要があるときは、活動団体等の全体会を開催することができる。

(活動団体等の役割)

第12条 活動団体等は、第2条の目的を達成するため活動する公園において、次のことを行うとともに、活動団体等相互の交流を図るものとする。

- (1) 公園美化に自発的に取り組む。
- (2) 公園で生じた問題等、公園愛護活動に関することは、公園協会と連携を図る。

附則

この規約は、昭和47年7月1日～平成27年4月1日を割愛する。

附則

この規約は、平成23年2月3日から施行する。

(経過措置)

1. 平成23年7月1日からの任期は平成27年4月1日までの5年9ヶ月間とする。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

 お問い合わせ先 

公益財団法人 堺市公園協会 堺市公園愛護会事務局

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3

電話：072-245-0070

FAX：072-245-0069

E-mail：park-a.sakai@sirius.ocn.ne.jp

HP：<https://www.sakai-park.or.jp>